定　期　監　査

1　監査実施日及び対象

令和６年　８月　７日　神足小学校、長岡第四小学校、長岡第八小学校
長岡第九小学校、長岡第十小学校、長岡中学校
長岡第三中学校

〃　　９月２７日　広報発信課、共生社会推進課、検査指導課
公共資産活用推進室、デジタル戦略課、契約課
秘書課

2　監査の方法

監査実施日の前々月末までに執行された令和６年度分（必要に応じて過年度分む。）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に提出を求めた監査資料に基づき、その執行が適正かつ効率的に行われているかどうかに重点をおいて試査した。

また、所属長及び担当職員から、必要に応じて事務事業の概要及びその執行状況の説明を求め、さらに質問を加え、関係書類を審査して監査を実施した。

3　監査の結果

監査を実施した各所管に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていると認められた。

監査結果の概要は次のとおりである。ただし、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度担当職員に対して改善・検討を口頭で指導したので、記述は省略した。

（１）　神足小学校
【監査の結果】
対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（２）　長岡第四小学校
【監査の結果】
対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（３）　長岡第八小学校
【監査の結果】
対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（４）　長岡第九小学校
【監査の結果】
対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（５）　長岡第十小学校
【監査の結果】
対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（６）　長岡中学校
【監査の結果】
対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（７）　長岡第三中学校
【監査の結果】
対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（８）　広報発信課
【監査の結果】
対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（９）　共生社会推進課
【監査の結果】
対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（１０）　検査指導課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（１１）　公共資産活用推進室

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（１２）　デジタル戦略課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（１３）　契約課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（１４）　秘書課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（１５）　長岡第五小学校

【令和5年長岡京市第5回議会定例会で報告した定期監査に対する措置状況】

地方自治法第199条第14項の規定により講じた措置について、教育委員会（長岡第五小学校）から通知がありました。

①　理科薬品の点検結果等を管理簿へ確実に記録することについて、令和3年度の定期監査の結果通知で指摘をしたが、依然改善が見られないことに対して懸念する。以後、定期監査の指摘を真摯に受け止め、厳正に取り組まれたい。

講じた措置：薬品管理簿の定期点検について令和3年度の監査で、ご指摘いただいたにも拘らず、令和4年度の一般薬品の点検ができていなかった。この件につきまして、以下のように改善を行っている。

点検は少なくとも年2回以上行うことにし、令和5年度は、1学期末と年度末に行った。また、職員会議で理科主任より薬品の管理が重要であること、購入及び使用の都度、薬品台帳への記入が必須であること等を職員全体へ周知した。

理科部、高学年の担任、教職員全体で記録漏れがないよう徹底するよう努めている。

（１６）　長岡第七小学校

【令和5年長岡京市第5回議会定例会で報告した定期監査に対する措置状況】

地方自治法第199条第14項の規定により講じた措置について、教育委員会（長岡第七小学校）から通知がありました。

①　理科薬品については、廃棄薬品を含め適正な管理に努められたい。

講じた措置：御指摘のとおり、薬品台帳と保管物に相違があった。記録漏れ等がないよう担当者とより連携をとりながら、年に1度は薬品残量点検及び記録を徹底して行っている。

（１７）　長岡第二中学校

【令和5年長岡京市第5回議会定例会で報告した定期監査に対する措置状況】

地方自治法第199条第14項の規定により講じた措置について、教育委員会（長岡第二中学校）から通知がありました。

①　令和4年度において、全ての理科薬品について点検がされていなかった。点検漏れに対し真摯に受け止め、以後、厳正に取り組まれたい。

講じた措置：年度当初の理科部会において、薬品の残量点検にかかわる定期点検を、夏季休業中に行うことを確認し、実施している。この時期は、市教委より、不要薬品の廃棄にかかわる点検依頼もあり、2つの点検を同時に行うことで、薬品を適正に管理することができるためである。